

令和6年度第3回茅ヶ崎市都市計画審議会

議題(1) 資料1-1

# 茅ヶ崎都市計画生産緑地地区の変更について

(付議 R6-7号)

議案書

【書類綴じ込み順】

新旧対照表(計画書)

理由書

計画書

付議書

6 茅都計第 1 4 1 号  
令和 6 年 1 1 月 7 日

茅ヶ崎市都市計画審議会  
会長 中村 英夫 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

このことについて、次のとおり変更したいので、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により付議します。

- 1 付議する議案  
茅ヶ崎市都市計画生産緑地地区の変更
- 2 添付書類  
別紙のとおり

（ 事務担当 都市部都市計画課計画担当 ）  
電 話 0467-81-7180 （直通）

茅ヶ崎都市計画生産緑地地区の変更（茅ヶ崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 45.6 ha	円蔵字下ヶ町地内において箇所番号 144、471 を廃止 下町屋三丁目地内において箇所番号 231 を面積変更 下町屋二丁目地内において箇所番号 236 を廃止 柳島二丁目地内において箇所番号 279 を廃止 赤羽根字六匁地内において箇所番号 317 を廃止 室田三丁目地内において箇所番号 343 の区域を縮小及び面積変更 松林二丁目地内において箇所番号 359 を廃止 菱沼三丁目地内において箇所番号 388 を廃止 小桜町地内において箇所番号 417 の区域を拡大 松が丘一丁目地内において箇所番号 430 を廃止 平和町地内において箇所番号 434 を面積変更 香川二丁目地内において箇所番号 440 の区域を縮小 円蔵字御屋敷地内において箇所番号 444 を廃止 今宿字萩原地内において箇所番号 446 を廃止 香川七丁目地内において箇所番号 527 を追加

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を計画的に保全すべく、生産緑地地区として指定しております。

今回、申出基準日を経過した生産緑地及び主たる農業従事者が死亡した生産緑地のうち、所有者から買取りの申出がなされ、所有権移転が行われなかったため、生産緑地地区の行為の制限が解除された区域について、廃止及び縮小するものです。

また、農地等のうち、「防災・減災機能」を有し、良好な生活環境の確保に相当な効用があると認められるものについて、新たに追加及び区域の拡大をするものです。

さらに、地積測量の実施に伴い面積の更正登記等が行われた区域について、面積を変更するものです。

新旧対照表

新旧の別	面積	箇所数
新	<u>約45.6ha</u>	<u>324</u>
旧	<u>約47.0ha</u>	<u>333</u>
増減	- 1.4ha	- 9